(2)　任命権者は、条例で定めるところにより、(1)の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができることとした。（第二六条の六第八項関係）

(3)　任命権者は、(1)の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができることとした。（第二六条の六第九項関係）

2　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国会職員の配偶者同行休業に関する法律（法律第八〇号）（国会）

1　この法律は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、有為な国会職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　この法律において「国会職員」とは、国会職員法第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長等を除く。）をいうこととした。（第二条第一項関係）

3　この法律にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとすることとした。（第二条第二項関係）

4　この法律において「配偶者同行休業」とは、国会職員（常時勤務することを要しない国会職員等を除く。5において同じ。）が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいうこととした。（第二条第三項関係）

5　本属長は、国会職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした国会職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、三年を超えない範囲内の期間に限り、当該国会職員が配偶者同行休業をすることを承認することができることとした。（第三条第一項関係）

6　配偶者同行休業の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該国会職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないこととした。（第三条第二項関係）

7　配偶者同行休業をしている国会職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、本属長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができ、当該延長は、特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとすることとした。（第四条関係）

8　配偶者同行休業をしている国会職員は、国会職員としての身分を保有するが、職務に従事しないこととした。（第五条第一項関係）

9　配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しないこととした。（第五条第二項関係）

10　配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている国会職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該国会職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失うこととした。（第六条第一項関係）

11　本属長は、配偶者同行休業をしている国会職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったこと等を認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとすることとした。（第六条第二項関係）

12　本属長は、配偶者同行休業の承認又は配偶者同行休業の期間の延長の請求があった場合において、当該請求に係る期間（以下「請求期間」という。）について国会職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした国会職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができることとした。この場合において、㈡に掲げる任用は、請求期間について一年（配偶者同行休業の期間の延長の請求があった場合にあっては、当該請求による延長前の配偶者同行休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年）を超えて行うことができないこととした。（第七条第一項関係）

㈠　請求期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

㈡　請求期間を任期の限度として行う臨時的任用

13　本属長は、12により任期を定めて国会職員を採用する場合には、当該国会職員にその任期を明示しなければならないこととした。（第七条第二項関係）

14　本属長は、12により任期を定めて採用された国会職員の任期が請求期間に満たない場合にあっては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができることとした。（第七条第三項関係）

15　本属長は、12により任期を定めて採用された国会職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができることとした。（第七条第五項関係）

16　配偶者同行休業をした国会職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の国会職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができることとした。（第八条関係）

17　配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法の規定の適用については、その期間を在職期間から除算することとした。（第九条関係）

18　この法律は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二五年法律第七八号）の施行の日から施行することとした。

◇農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（法律第八一号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本理念

㈠　農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、市町村、再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者、農林漁業者及びその組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならないこととした。（第二条第一項関係）

㈡　農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、食料の供給、国土の保全その他の農林漁業の有する機能の重要性に鑑み、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならないこととした。（第二条第二項関係）

3　定義

「再生可能エネルギー電気」とは再生可能エネルギー発電設備を用いて太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスその他主務省令で定める再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいうこと、「再生可能エネルギー発電設備」とは再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいうこととした。（第三条関係）

4　基本方針

主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとした。（第四条関係）

5　基本計画

市町村は、基本方針に基づき、計画の方針、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域、農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項その他の事項を内容とする当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができることとした。（第五条関係）